

令和6年6月第4回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和6年6月13日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番 澤田 康雄	2番 川村 太志	3番 永野 栄一
4番 松繁 美和	5番 白石 伸一	6番 上地 信男
7番 中山 百合	8番 大石 教政	9番 吉川 裕三
10番 岩本 誠生		

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 前田 幸二
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 中西 一洋 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて(本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
日程第 2. 承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて(本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 3. 承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度本山町一般会計補正予算(第9号))

- 日程第 4. 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 5. 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 6. 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 7. 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 8. 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第4号））
- 日程第 9. 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）
- 日程第10. 議案第47号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 日程第11. 議案第48号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12. 議案第49号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13. 議案第50号 令和6年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14. 報告第 1号 令和5年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第15. 同意第 1号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16. 同意第 2号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17. 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18. 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19. 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20. 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21. 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第22. 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第23. 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第24. 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第25. 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第26. 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第27. 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第28. 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第29. 発議第 2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案）

日程第30. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第31. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件

追加日程第1. 会議録署名議員の追加指名

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

なお、追加日程の件がありますので、直ちに議会運営委員会を開いていただきたいと思いますので、委員長にあってはお取り計らいをよろしくお願いします。

暫時休憩します。

休憩 9:00

再開 9:04

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程追加の件

○議長（岩本誠生君）お諮りします。議事録署名人の追加についてを日程追加といたします。

この際、上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

追加日程第1、議事録署名人の追加についてを議題といたします。

追加日程表を配付のため、暫時休憩します。

休憩 9:04

再開 9:05

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

追加日程第1．議事録署名人の追加について

○議長（岩本誠生君）お手元に追加日程表を配付いたしましたが、会議規則第125条の規定による議事録署名人議員は2名となっております。開会日に議事録署名人として3番 永野栄一 さん、4番 松繫美和 さんを指名したところでありますが、本日上程予定の議案に除斥議員として4番、松繫美和さんの予定となっておりますので、5番 白石伸一 さんを追加指名といたしたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。白石さん、よろしくお願ひします。

それでは、会議を再開します。

~~~~~

## 日程第1．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（岩本誠生君）日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）資料配付のため暫時休憩します。

休憩 9：09

再開 9：11

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、補足説明をお願いします。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）おはようございます。

定額減税というのは非常によいと思います。特にこれにも書いてあるように、我が国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として等々であります。今年始まったばかりですけれども、これ来年もこういう状況な場合に、やはり引き続き定額減税とかが行われるような予想なのか。今年定額減税してあって、来年またやはり物価高等により生活が厳しいときに定額減税がなくなると、急に生活の負担に重く感じると思われそうですが、なかなか来年等の

見通しは難しいとは思われますが、分かる範囲でお答え願います。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）これは政府におけるデフレ完全脱却のための総合戦略経済会議において決定されたものになります。この手法については6年度限り、6年度限りの定額減税ということになっております。その効果については政府によって検証され、来年度の政策に生かされるものと思われます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。質疑ですね、質疑。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）町においても、やっぱり来年度も負担軽減策になっていくような、国とか町とかいろんな制度を利用してやっていかんと、なかなか厳しい。今年定額減税して来年税が元に戻ると非常に厳しくなるのではないかと思います、いろんな制度等組合せ等して、負担軽減に努めるべきではないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）議案に対する質疑ではないわけですが、本来は、一応もし答えられればいいですが。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

皆さんご存じのように、今現在25か月連続でしたか、実質賃金が低下しておるという状況の中で、やはり町といたしましては、国に対しましてこの物価高騰対策についてさらなる支援とか、そういうものを呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（岩本誠生君）日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第9号））

○議長（岩本誠生君）日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）1点お尋ねします。

使用料及び手数料のところの松島用地の使用料が補正が出てございます。これは固定で

年間幾らというふうな契約じゃなくて、あらかじめ、ページ数言います、14ページでございます、松島用地のこの入ってくる使用料というのは契約で決まっている金額で、こういうふうな補正をしなければならない金額かどうかについて、1点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。例えば金額が増加した分については借地が増えたとか何とかいう根拠がないと。

暫時休憩します。

休憩 9：35

再開 9：36

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）お答えいたします。

吉川議員の申したとおりで、事前に契約したものでございましたけれども、令和5年度、予算額を95万4,000円としておりましたけれども、実際その後に確定した額が108万6,900円となりまして、その分13万2,000円が出たということでございます。6年度以降はこの契約に基づいた予算額を事前に計上して収入をしていくということになると思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第9号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第9号））は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町一般会計補正予算（第9号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号））

○議長（岩本誠生君）日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。
補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号））は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

補足説明を許します。

中西建設課長。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9：43

再開 9：44

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の配付が終わりましたので、補足説明を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）水道事業会計、特別補正予算が出されておるんですが、今、水道等に有機フッ素、P F A Sとかいろいろ問題になっておるようですが、本町においても有機フッ素調査とかの予算等も組まれてもおるのか。非常に広域水道なんかでも問題になっておるんですが、やっぱり町民の方の安心安全のためにも、P F A Sの検査なんかもやっておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）今回の議案とは直接関係はありませんけれども、重要なことでありますので、分かっている範囲で答弁を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）令和6年度においても、公営企業会計に移りましたが、いわゆる業者といたしますか、専門業者に水道の全般的な委託をかけておりますが、その中での調査ということで予算計上しておるところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）その調査をしてもらっている項目の中に、P F A Sの検査も入っているということですのでよろしいんですかね。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）毎月定期的にといたしますか、検査を行っておりますが、その中で塩素濃度はじめ数値のほうは確認しながら検査をしているところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）水道の普通の検査と、よく今安心して飲んでいた水道が上流のダムに活性炭とか置いてあったりして、知らぬ間に高濃度のP F A Sを摂取しよったところもあるので、やっぱり本町においても予算もかかるとも思われますが、安心安全のために検査して、濃度とかやっぱり知らせるのがいいんじゃないかなと思われていますが、それをまた検査項目も確認し、公表というのが非常によいんじゃないかなと思われていますが、それをまた検査項目も確認し、公表というのが非常によいんじゃないかなと思われていますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁を求めます。通告制ではないので、突然の質問でありますので、準備ができていなかったら後ほど回答するということでもよろしいですが。項目の中に入っているかどうかということも問題だということでしょう。そのように取りあえず答弁してください。また詳しいことは後から直接話をするようにして、答弁を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）水道法に基づいた検査項目については検査しておりますので、そ

の詳細のところ、また確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）水道会計は企業会計になったということを承知してございますが、こういうふうなわざわざ財政調整基金を取り崩してする必要があるのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。なぜならば、これ民間企業の貸借対照表でいうと、現預金というのをわざわざ取り崩して予備費に入れるのは、現預金は現預金で置いておいて、3月31の決算期末のやつは結局未収入金、未払金というふうに、企業会計であればそういうふうな処理をするという。貸借対照表が要するに現預金であれば特に問題ないんじゃないか。わざわざこの基金を取り崩して予備費に入れるというのが、そういうふうに求められているんですか。

普通の民間企業、私企業であればこういうことは一切していないはずなんですけれども、何でわざわざ企業会計になってこういう処理が発生するのかということ、もうちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）吉川議員のご質問にお答えしたいと思います。

この公営企業会計に移るに当たりまして、専門のコンサル業者のほうに一応指導を仰ぎながら処理した形がこの形になっております。特に言いたいのが、説明をもう一度同じことになるんですが、官公庁の会計からいわゆる公営企業会計に移るタイミングが、まさに初年度というか引き継ぎするタイミングが、この処理となると考えております。処理としては引継金という処理になりまして、予算上は6年度に予算として計上しております。

当初予算、令和6年度予算上は、そのが見越したがで収入として入れておりますし、その処理を今回専決処分において令和5年度の水道特別会計予算として全額を取り崩し、その中で黒字となった部分を6年度のところに入れるという処理をしたという説明です。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ちょっと分かりにくいですね、私も聞いていますけれども。ちょっとそこら辺は説明できるような、ほかにおられませんかね。新しい、建設課長、今年初めて建設やるんで。

暫時休憩します。

休憩 9 : 59

再開 10 : 00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長、答弁を求めます。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）すみません、大変失礼しました。

水道会計が公営企業会計に移るこの初年、この年のみこういった処理となります。処理としては引継金という処理の仕方になります。次年度以降は公営企業会計の中での運用となりますので、先ほど吉川議員が言われたような手続となると考えます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6．承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））

○議長（岩本誠生君）日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号））

○議長（岩本誠生君）日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号））は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第8. 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町病院事

業会計補正予算（第4号）

○議長（岩本誠生君）日程第8、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第4号））を議題といたします。

補足説明を許します。

佐古田事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第4号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第9、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）

○議長（岩本誠生君）日程第9、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更について）を議題といたします。

補足説明を許します。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(工事請負契約の変更について)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(工事請負契約の変更について)は、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(工事請負契約の変更について)は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10、議案第47号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

○議長(岩本誠生君) 日程第10、議案第47号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようでありますので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行いたいと思いますが、討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第47号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第47号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第47号 本山町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

一区切りできましたので、休憩に入りたいと思いますが、休憩前に昨日の一般質問の答弁の中で訂正をしたい旨の申出がっておりますので、総務課長より発言を許します。

田岡総務課長。

○総務課長(田岡学君) 失礼します。

昨日、吉川議員のご質問の中で、自主防災組織の組織数につきまして問われたところ、私のほうで20組織というふうに発言をいたしましたけれども、22組織でございました。現在、本山町には24の行政区がございまして、そのうちで木能津、助藤、山崎の分につきましては、木能津、助藤、山崎で自主防災組織を組織しておりますもので、全部で22組織ということでございます。町内の自主防災の組織率につきましては100%であるということも申し添えておきたいと思えます。訂正をいたします。失礼いたしました。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川さん、それでよろしいですね。

それでは、これより10分間休憩をいたします。

休憩 10：27

再開 10：39

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11．議案第48号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（岩本誠生君）日程第11、議案第48号 令和6年度本山町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）ほかに補足説明ありませんか。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）ほかに補足説明ありませんか。

ないようですので、終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入、14款国庫支出金について質疑はありませんか。

15款県支出金について質疑はありませんか。

18款繰入金について質疑はありませんか。

19款繰越金について質疑はありませんか。

20款諸収入について質疑はありませんか。

21款町債について質疑はありませんか。

町債について。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）町債の中でも、アウトドア拠点施設整備事業とありますが、今回これ

は何の整備の予定か、お伺いします。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君） 答えいたします。

この予算、起債の組替えをさせていただきましたけれども、このアウトドア拠点施設の整備事業につきましては、当初予算でご審議いただいたものですが、コテージの3棟の塗装の塗り替えとなっております。

予定としては、お客さんの少なくなる時期、秋に塗装を実施する予定にしております。以上です。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかに町債についてありませんか。

ないようですので、歳出に移ります。

歳出1款議会費について質疑はありませんか。

2款総務費について質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君） 11ページ、5目財産管理費について、説明を求めたいと思います。

説明の欄のところの1の本庁舎等維持管理費ということで、355万3,000円が追加されていますけれども、この内容について説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 執行部、答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 事業委託料で264万円ですけれども、これはアウトドアヴィレッジ本山の個別の施設計画を策定する個別計画の策定をし、今後の適正な管理に結びつけていくというもので計上しておるものでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 待ってください。

本庁舎等維持管理費の分です。それがアウトドアどうして出てくるんですか。

○総務課長（田岡学君） 町内の公共施設全般を見直しをしており、個別の管理計画を立てていくものでございまして、総務費に計上してその計画を策定していくということで、今回この予算に計上しておるものでございます。

○議長（岩本誠生君） 結局、本庁舎等というところに全て含まれるということですか。公共建物全部含まれていると、こういうことですか。

ちょっと、皆さん理解されていないようでありますので、もうちょっと詳しく説明してやらぬといかんでしょう。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 町債の欄で、今回組み替えるということでは言いましたけれども、公共施設等適正管理推進事業債という起債がございますけれども、この起債の適用を受けるためには、個別計画を立てる必要がございます、公共施設、以前はプラチナセンターにつ

いてもこの計画を策定して、現在、管理をしておるものでございます。

事業項目が本庁舎等ということになっておりますけれども、全ての公共施設等の計画を立てていくということから、この事業項目に加えて計画を立てていくということにしておるものでございます。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君） 分かりました。

予算獲得のためということで、了解しましたけれども、3月議会の当初予算からまだ3か月しかたっていないわけですが、やはり獲得するときに条件がこういう条件だったということですか。それともともとアウトドアの計画、別途立っているということについては、当初からの計画にはなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 個別計画につきましては、それぞれの施設を計画を立てて進めていくものでございますけれども、令和5年度中にも計画策定に向けての準備を進めていっておりましたけれども、当初予算には計上が間に合わなかったということから、早期にこの計画を立てて、適正な起債の借入れを受けたいということから、今回6月議会ですべて進めていくものでございます。

3番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君） すみません、11ページの企画費のところ、76おためし地域おこし協力隊事業、委託料と書かれているんですが、これはどこへ委託されるんですか。

○議長（岩本誠生君） 執行部、答弁。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君） おためし協力隊事業というものですが、これにつきましては、おためし協力隊ツアーというのを委託をするようにしています。地域おこし協力隊に興味のある方、実際に本山町に来て地域を体験してもらって、応募の促進につなげるというものであります。対象として、林業振興・地域フォレスターの皆さんを募集したいというところなんです。

内容としましては、現役の協力隊員との交流、先輩移住者との交流、あと現場作業の見学や本山町のことを巡って回っていただいて、本山町のほうへ引きつけたいというところがあります。

予定としては、8月頃に土曜日、日曜日、日にくってやるということで、参加者最大8名ぐらいで、土日2日間をかけて本山町内を巡ってもらって、将来的な協力隊に入っていたりするような手だてをしていくということでもあります。

その中で、委託料としましては、業者さんに委託もしたりして実施をするものであります。予算としては30万円を計上しております。

暫時休憩します。

休憩 11:01

再開 11:06

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）委託先ですが、いろんな内容については補正のときにもらったんですが、委託先につきまして、ちょっと書いていなかったんでちょっと確認してきましたが、もりとみず基金のほうで委託を受けてやるというようなことを聞いております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、分かりましたか。それでいいですか。

ほかに質疑ありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）総務費、ページ数で言えば11ページ、この一番上の段の工事費、73万7,000円。この詳細をお願いします。

11ページの工事費、73万7,000円の工事費の詳細のご説明をお願いをいたします。

○議長（岩本誠生君）分かりましたか。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）お答えいたします。

中央公民館の給水管の修繕でございまして、現在、水漏れが続いておりまして、夜間漏水が続くという状態がございまして、早急に改善をするということから、工事をするものでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに。下へ資料がたくさん置いてありますから。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）本庁整備、修繕費等があるんですが、公民館とか町の図書室前とかのトイレ等も水漏れかなんかでずっとトイレが使用中止になっておると思われますが、いつ頃修繕の予定とあるのか。維持管理費等に入れられておるのか。

それと、あと76のおためし地域協力隊の事業、30万円組んであるんですが、これは8名、モニターツアーのようなことと言われております。来られる方にも負担金等も求めておるのか、それとも全て無料でそろえられるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）前段にありました給水管の修繕について、併せて広場の公衆用トイレということでしたけれども、通水はできるようになりますけれども、トイレにつきまして

は、上の天井の壁とか、天井とか剥げておりまして、抜本的に直さないといけないので、この工事をやってすぐに使えるという状態にはならないです。ただ、公衆用トイレにつきましては、前の西庁舎、旧庁舎の西側にあるトイレは使えるような状態にしておりますので、そちらをご利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二君）予算の組立てを見ますと、全てこの予算の中で行うということになっています。宿泊費や自動車の借り上げ料などが入っています。あと、おいでいただく方には、大杉駅までは来ていただくということにしております。そこで、行き帰り、大杉駅までは参加される方に来てもらうというふうな段取りを取っています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにございませんか。総務費について質疑は。

ないようですので、次へ進みます。

3 款民生費について質疑はありませんか。

4 款衛生費について質疑はありませんか。

5 款農林水産業費について質疑はありませんか。

8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政君）15 ページの農林水産業費で、5 目の農地費の中に農業施設維持修繕費、修繕料48万8,000円とあるんですが、これは何の修繕なのか、それと2目の林業費に、説明16で、みどりの環境整備支援事業、支援助成金209万7,000円とありますが、この事業の内容等をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）農業用の施設の維持補修についてですが、場所です。本山町寺家、金剛寺先の農道の補修と路肩の修繕ということになっております。

理由としては、経年劣化による沈下が著しく、その確認をしましたので、今回補正とさせていただきます。対応するようにしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）みどりの環境整備支援事業につきまして、説明させていただきます。

このみどりの環境整備支援事業、新規の県の事業でありまして、その下に、公益林保全整備事業、作業道整備事業、森林整備事業、そして、17の原木増産推進事業、これまでは細かく分かれていた事業がみどりの環境整備支援事業に事業が統合されて、その関係の予算の組替えとなっております。

内容につきましては、作業道の整備、森林整備等、メニュー的には変わらないんですが、みどりの環境整備という事業に一本化されたということになっておりますので、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）もりとみずの基金のほうにお金を2,700万円、負担金として拠出されておるんですけども、この中に、すみません。16ページ、もりとみず基金推進事業のところで、2,700万円を負担金として組み替えられて拠出されたんですけども、前回、なないろの森の推進事業の中で報告されておる文書を見てみますと、地域おこし協力隊もこのもりとみずの基金のほうに委託というか、一緒になって教育関係をやっていくと。協力隊の林業班の安全教育をやっていくというような形のことが書かれておるんですけども、地域おこし協力隊というのは、国のほうから1人当たり520万円の特別財源が当町に、そういう入ってくるはずなんですけれども、その中で320万円は人件費として使ってよいと。あとの200万円については、当町のほうでいろいろなものをするのに使って構わないというような形になっておるはずなんですけど、その200万円の中からまたもりとみずほうへ委託費として出すんですか。それとも当町のほうでその200万円を使って地域おこし協力隊の人の教育というか、安全教育とか、そういったものをやり上げるんですか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

もりとみず基金推進事業の負担金の事業のメニューの一つとしまして、人材育成というようなことで取組を進めておるようであります。議員ご指摘のとおり、これまでは本山町の地域おこし協力隊につきましては、林務担当の職員がおりましたので、その職員を中心にいろんな研修とか、そういうことで指導、研修をしておったところなんですけど、今回さらにこの人材育成の業務のところをもりとみず基金中間支援組織のほうにその人材育成の部門をお願いをしまして、これは隣接、土佐町の地域おこし協力隊と共に、協力隊OJT支援という形で、より効果的な対応を進めていくようになっております。

なお、この事業費の内訳としましては、外部からの講師を招聘をしまして、座学でありますとか、現場の作業等の技術的な研修でありますとか、民間企業との連携を図りまして、民間企業でも一定期間受け入れていただいて、教育を進めていただく等の取組が検討されております。

この人材育成等は、本山町の中でもこれまで同様、県の林業大学校等、派遣して研修するメニューもございますけれども、さらにそれより今回の負担金でより高いレベルの研修をやるために、もりとみず基金を活用してやっていこうというようなことを考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君） ないろの森の事業をずっといろいろな形で、フェイスブック等に掲載したり、町の広報のほうにいろいろやりましたというような形の報告がなされていますが、当町の地域おこし協力隊林業班については相当レベルが高いと私は思っておるんですが、これを土佐町のほうの地域おこし協力隊の林業班のほうにOJTをやってもらわないかぬようなレベルなんですか。

逆に言ったら、うちのほうで講師役を務めるべきぐらいのレベルが、うちの協力隊のほうにはあると思っておるんですけれども、そういった点は当町のほうはどのように判断をされておるんですか。もりとみず基金に全部お任せして、土佐町の地域おこし協力隊にOJTをやってもらわないかんレベルというようなことで判断されたんでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁させていただきます。

当町、地域おこし協力隊が非常にレベルが高いと評価していただいているところがあります。これにつきましては、これまで地域協力隊がここ数年、毎年、採用をしてきた中で先輩の協力隊員がまた新しく入った方に対する指導、教育も進んで、いい流れが来ておまして、徐々に全体のレベルも上がってきておったところがあります。

本年度も新しい地域おこし協力隊を3名程度、新規雇用したいということを目指しておりますけれども、やはり協力隊も他の分野から新しく参入される方、一から覚えることも多いことありますので、この地域おこし協力隊の人材育成を中間支援組織に一定お任せするというのは、新しく入った方が、特に入った中でまた幅広い知識を連携しながら吸収してもらうというような狙いもございますので、今ある地域おこし協力隊、2年目、3年目に向けては、それぞれレベルアップをしております。そして、またゼロから始める方も次々新しく入ってきますので、そういう方も想定しておるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 土佐町の地域おこし協力隊との関係であります。特に土佐町から技術とか情報交換をする場はありますけれども、その支援を受けるのは外部から招聘した講師から学ぶとか、この嶺北地域で活躍されている民間なんかの、そういう長年林業のことを精通された方から並ぶということであり、共に学んでいくということでもありますので、そういう形でやっていくということをご理解いただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君） 最後にもう一度お聞きしますけれども、3月の定例議会のときに予算を審議したときに、地域おこし協力隊7名程度の募集をしたいというふうな形のことを、林業班を中心に7名程度の募集を行いたいというようなこと言われたんですが、今3名というような形のことを言われたんです、答弁されたんですが、最終的に3名なんですか。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

林業班のほうは9名の隊員を増やしていくことを目指しておりまして、現在は6名ということでプラス3名ということ、林業班のほうはそれを目指しております。それにプラスしまして、あとアウトドアの関係の協力隊員でありますとか、それからまちなか活性化等々も含めまして、全体で7名ということでご説明をしたものだと思います。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、次へ進みます。

6款商工費について質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）商工費の中で観光費の説明で公園管理費、委託工事請負費とありますが、これはどこの分か、内容の説明をお願いします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

公園管理委託料ということで、今回追加の予算を計上させていただいておりますが、これは本山町の花の公園等の環境美化をより進めていきたいということで、草刈りでありますとか清掃等が、やはりちょっと予算が不足する部分があるということを受けまして、今回、当面この夏を対応する部分としまして、追加の予算を今回予算化をさせていただいたところでもあります。草刈りが主な委託の内容となっております。

以上です。

あと工事のほう、汗見川の白髪の滝というのが、以前ちょっと観光という方で、白髪の滝という場所があるわけなんです、そこにトイレが設置をされておりますが、もう既に老朽化し、使用休止してかなり年数がたつておるということで、今回も危険な状態もあるということで、それを解体、撤去するという、その工事費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）白髪の滝のところは、手前にも枕状溶岩かね、汗見川にある、ああいふところを見に行くときにも、非常にええところであるし、またトイレも何かの形で整備しておくと、そこは駐車場もあつたりして、川の散策とか、やはりトイレ撤去した後もまた何か、予算で簡易なトイレはやはり重要じゃないかと思われませんが、今後撤去した後、またトイレを造る予定はあるんか。できたら滝もホースを見合わせて、水も落としたり非常に滝としてもいいんじゃないかと思われ。一体的に観光、せっかく前に滝もやってくれていた

んで、そういうのもつなげていったら余計魅力アップにもなるんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。

現時点ではちょっと白髪の滝跡地にトイレを設置するということは考えておりませんが、現状、沢ヶ内の清流館のところにはトイレがありまして、そこは開放もしておりますのと、あと冬の瀬の白髪山休養センターのほうもトイレがございます。そういうもの、また利用しやすいような看板等で、なお啓発をさせていただいて、公衆でここが使えますというのを、そういうところで対応していければと考えております。

○議長（岩本誠生君）ほかに。答弁なしですか。

いいですか。

（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようですので、次、進みます。

7款土木費について質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）17ページの道路橋梁費のうちの道路新設改良費なのですが、57万2,000円ってことで、この場所、新規路線はどこなのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）すみません、新設ではありません。場所のほうです。寺家の公民館の北側にある、町道で言いますと寺家東西線になります。

工事の内容です。道路側溝の改良というか、どういったらいいですか、傾きが現在ありまして、それを直すということの工事となっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）そうしたら、今までもあれなんですか、維持費のほうではなくて、新設改良費ということで取り扱ったんですか。今あるわけでしょう。新しく造れるんですか、そこ。ちょっともう一度。

○議長（岩本誠生君）中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）すみません。説明足らずです。申し訳なかった。

今回、既設の側溝があります。ただ、それを全部やり直すということで新設という考え方です。

以上です。

○議長（岩本誠生君）新設やないやろう。改良じゃろう。

○建設課長（中西一洋君）改良。

○議長（岩本誠生君）だから費目が道路の新設改良を含めているから、当然それも含まれているという説明をせぬと分かりにくいです。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋君）すみません、新設改良ということで、既設の側溝が傾いておりますので、それを改良ということで、側溝をつけ直すということになります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）それではほかに質疑ありませんか。

ないようですので、次へ進みます。

8款消防費について質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）消防費の中で、説明の4に、被服費406万6,000円とありますが、前の被服も1着だけだったと思いますが、やはり出動等続くとなかなか1着では着替えもない状態と思われそうですが、今回は2着ぐらい、替えの分も見てあるんか、それとも1着でいくのか。1着だとぬれたりいろいろしたら、もう次は私服で行くような状態にもなると思われますし、団員の募集等でもやはり被服ぐらいは替えがあってもいいんじゃないかと思われそうですが、今回の内容をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）被服の貸与につきましては、当初予算のときにも同様の質問がありまして、1着しか用意しないというふうにお答えをさせていただきました。もし破れたり、そういうことがございましたら、また追加で注文を取ることですので、予備の服を用意する考えはございません。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）やっぱり予備というか、替えの服ぐらいは考えられるぐらいの体制をするべきじゃないかと思えます。消防団団員募集等もなかなか、服ぐらい予備がないと、やっぱりぬれたり、大体消火活動という、ぬれるようなものですから、夏場とかやったらええですけども、やっぱり冬とか、寒いときなんかやったら、なかなか大変じゃないかと思われまから、消防の被服ぐらいは予算がつけられるようなことをやっていくべきじゃないかと思われまから、今後、これを検討するような考えはないんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）先ほども申し上げましたとおり、破損をしたりした場合については、また用意をするということですので、予備の服を用意する考えはございません。

○議長（岩本誠生君）はっきりした答弁でありますので、ご了解いただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

それでは次へ進みます。

9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、地方債の補正第2表、4ページですが、4ページの地方債の補正第2表について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、逐条質疑終わりました、総括質疑を行いたいと思います。

総括的な事項につきまして、質疑のある方は質疑をしてください。総括質疑。ないですか。

(「なし」の声あり) ないようでありますので、総括質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第48号 令和6年度本山町一般会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第48号 令和6年度本山町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第48号 令和6年度本山町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第12. 議案第49号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(岩本誠生君) 日程第12、議案第49号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長(澤田直弘君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

まず歳入について質疑はありますか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

歳出に移ります。

歳入について質疑はありますか。

(「なし」の声あり) ないようですので、歳出に移ります。

歳出について質疑はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を許します。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います、討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第49号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第49号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第49号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第13. 議案第50号 令和6年度本山町病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(岩本誠生君) 日程第13、議案第50号 令和6年度本山町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

補足説明を許します。

佐古田病院事務長。

○病院事務長(佐古田敦子君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

支出に移ります。支出について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

逐条質疑を終わりました。総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番(大石教政君) 今、新型コロナ等とも落ち着いてきておられると思いますが、コロナ等の対応もしながら病院経営もやっていきよると思われませんが、今、状況等とか分かる範囲で。

あとエレベーター等、新設のときには別の場所へつけて、今のエレベーター使いよった新しいのができるんか、そがいか止まった状態でつけ直すんかとか、お伺いします。

○議長(岩本誠生君) 佐古田病院事務長。

○病院事務長(佐古田敦子君) 8番、大石議員の質問に対してお答えいたします。

感染状況等につきましてですが、コロナも5類になっておりまして、新型コロナウイルスのみだけではなく、ほかの感染症も踏まえて対策を今講じているところでございます。

エレベーターにつきましては、皆さんご承知のとおり、2基ありますので、1基ずつの更新となります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） よろしいですね。

ほかに総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、総括質疑を終わります。

これより討論を許します。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なしと認めます。

議案第50号 令和6年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第50号 令和6年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第50号 令和6年度本山町病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、昼食のために休憩をいたしたいと思えます。

1時まで休憩をいたします。

休憩 11：53

再開 13：00

~~~~~

日程第14．報告第1号 令和5年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、報告第1号 令和5年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行いたいと思えますが、討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） なし、はい。

お諮りします。報告第1号 令和5年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告のとおり受理いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 令和5年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、原案のとおり受理することと決定をいたしました。

以上で、報告第1号 令和5年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については議了といたします。

○議長(岩本誠生君) ここでお諮りをいたします。

日程第15から日程第28の農業委員会委員の任命については、一括上程のところではありますが、日程の順序を変更し、日程第15、同意第1号 農業委員会委員の任命についてを先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第15、同意第1号 農業委員会委員の任命についてを先に審議することに決定をいたしました。

日程第15、同意第1号 農業委員会委員の任命についての審議に入る前に、地方自治法第117条の規定によって、4番、松繁美和さんの退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 13:08

再開 13:08

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第15. 同意第1号 農業委員会委員の任命について

○議長(岩本誠生君) 日程第15、同意第1号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を許します。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(田岡明君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番(吉川裕三君) 説明を承りました。

平成28年4月に現在の農業委員会の制度のほうに変わったと。

本町におきましては、たしか6年前に現行の農業委員の選出が町長の任命式に変わりました。その際に言わせていただきましたが、果たして議会議員が中立的な委員であり得る

のかということをおのときにおわせていただきました。制度、農林水産省の求める中立委員とは、弁護士、司法書士、その他法令行政等に知見を有する者や農業分野以外の視点を持った者を任命することが適当であると。適当な候補がない場合は、日本政策金融公庫の農業経営アドバイザー、その他の農業に対する支援を行っている人材を中立委員として任命することも検討すると農林水産省のほうでは申し上げております。

その6年前に、私、議員がなった場合、危惧されることとしておわせていただいたのが、まず、現在、法律が変わりまして、市町村長の任命の下で農業委員が選任されると。じゃ、その場合、例えば首長の後援会の関係者とか、例えば親族とか、そういうふうな方が農業委員になった場合に弊害が出てくるのではないかと。特に農業委員に對しましては、農地の転用とか様々な、一見、議会議員より責任の重い仕事をしております。そういった場合に、議会議員は中立的な立場にあるのかということ、その際の採決のときに、たしか私を含め、同僚議員が3名退席をしたということがございます。そのうち退席した1名の議員は、そもそも議員が中立委員にはなるべきではないということをおしておりました。果たしてこの透明な選考のプロセスを経たといいますが、この制度の求めている中立委員と本町が求めている農業委員の候補と、果たして合致が制度的にするのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁を求めます。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきますと思います。

議員からご指摘があった面につきましてでございますが、ちょっと説明をさせていただきますと、女性農業者の登用というところの目標が掲げられておりますが、その面を踏まえまして、何とか女性農業委員の割合を増やしていく方向性で、今回の改選に当たっては対応させていただきました。女性でなり得る候補者がどのようにいるのか、基本的には農業委員は各地区の部落の総会等を経て、候補者、推薦者等が挙げられるわけでございまして、なかなか地域の中では女性の農業者がちょっと選出されるということが各地区の状況を聞きましたら難しいということがありまして、今回、議会事務局、議会議員でございますけれども、現在も議会議員の以前持っておられた方が女性農業委員として活躍し、また様々な学識経験等も生かして、これまで6年間、実績も積まれてきておりますので、引き続きそのような立場の方ということになっておりますけれども、今回、同意第1号に上げさせた方もふさわしいのではないかとということで、今回議案のほうに提案させていただいたわけであり

ます。一応、中立性のところにつきましては、農業の部分では消費者の立場、そして女性の立場から、また違った視点でいろんな意見、ご提案がいただけるということも期待を持っておるところでありますので、そういうような形で学識経験を持っていて、農業委員としての活躍が期待できるということ、今回上げさせていただいたところあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君） いや、これは中立委員について私は言っていますのでありまして、逆に、先ほど課長は女性の登用と言いましたが、農林水産省が求めているのは、令和7年度までに女性の登用を30%にするというふうな目標値を挙げられております。

本年、令和6年度ですから、今任期中、農林水産省が求める1名であれば、目標にとってもじゃないけれども達せないという現状でございます。本山町で30%近くにするのであれば4名の女性の登用を図らなければならないと。ただ、取りあえず国が求めているから、これを見る限り、1名女性を入れておけば、取りあえずやっているふうを見せるという、やっている感しか見えないんですが。

それと、私が言っているのは、果たして議会議員が中立的な立場にあるのか、前回もそうだとおっしゃっていましたが、前回6年前に決まったとき、住民の方は、いや、議会議員が1名農業委員会に入らないかんのやろうというふうなことを言っておりました。そうではないと、あのときは、本人が自薦で自分がやりたいということで、たまたまそれが議会議員であったと私は住民の方に説明しましたが、そのときのこの場で、執行部においては、果たして中立的な立場に議会議員があるのか、制度の求めているような趣旨にのっとって、私は言っていたきたいということをおっしゃりました。それが6年たった現在においても、全くそれが前進とか発展、意見が採用されていないということに対して、中立委員の果たして中立性、選ぶ過程においてどうだったのか、その点について先ほどお伺いいたしましたが、町長の見解についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君） 澤田町長。

○町長（澤田和廣君） いろいろ検討されて、この委員14名が推薦ということがございましたので、町長名でこの同意議案を出したところでございます。

農業委員に利害関係を有しない者、いわゆる中立委員を1人以上含める理由はというQ&Aがございますけれども、農業委員会の公平公正な判断に資するよう、農業分野以外の者の意見を反映させるためですというふうには、これは単なる手元資料でございますので、これをどう判断するかというところはございますけれども、農業に携わっていない農業分野以外の者の意見を反映させるというところで中立委員という捉え方もできるかというふうには私は考えます。

○議長（岩本誠生君） 9番、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君） ちょっと確認なんですけど、11名は地区推薦ということで、多分農業者だと思うんですけども、個人の3名については推薦じゃないんですね。今ここで審議している人が当てはまっているかどうかは分かりませんが、その基準判定というか、ただ担当課長が言われたのは、定員がたまたま14名で募集も14名でちょうどであって、農業委員会に諮ったならば、見識ともにとということで今回上げることにしたということにな

っているんですけども、そもそものこの規定をどういう算定というか、今、同僚議員が言われた、3名のうち中立の立場の人は何名で、それからほかの基準に達している人はこれぐらいというような算定した根拠というか、今回14名挙げられた、全体の話になるけれども、今回の農業委員を選定した資格というか、どういうことでやったかということをもう少し説明をしていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）選考に関わることですので、これは町長から答弁をいただかんといかんと思いますね。

暫時休憩します。

休憩 13：24

再開 13：27

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えをいたします。

この農業委員会の任期が今回来ておりますので、農業委員会等に関する法律第9条及び本山町の農業委員会の委員選任に関する規定に基づきまして、委員の候補者の募集を実施したところでございます。

その中で、募集方法といたしましては、本山町に住所を有する農業者から推薦があった者、推薦者3人以上、また個人推薦もありますが、その方が11名出てこられております。それから、その他の本人からの応募で出された委員が3名ということでございまして、地区推薦が11名の個人応募で3名という形で、今回14名の応募と推薦がございました。

それを受けまして、この農業委員会の候補者の評価委員会というものがございまして、そこで14名について評価委員会を開きまして、14名が適任であるということで私のほうに報告をいただきましたので、私のところでは、その議案といたしまして、農業委員会委員の任命についてという同意議案をこの14名について提出したものでございます。

地区推薦が11名でございまして、あと3名が中立的な立場でこの農業委員としての役割を果たしていただけるというふうに私は考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）今審議されている対象者は、男女基準のほうで選ばれたというか、推薦というか、今回の提案になったという解釈でよろしいのでしょうか。それともその中立、どちらなんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）評議員会を経ていますので、その辺、私が女性どうこうというところ

はありませんけれども、女性の農業委員も増やしていくという方向性はございますけれども、これはまず個人で応募されてきたわけでございますから、男女関係なく個人で応募をされてきたというふうに私は捉えております。

ただ、そういった過程の中で女性から手が挙がっているということについて、女性委員が確保できているという現状にあるということは間違いないというふうに思います。それは各地区から女性を推薦してもらってもよろしいし、個人応募で女性が来てもらってもいいんですけれども、農業委員として女性を確保していくというこの方向性を見ると、個人応募だけじゃなくて地区推薦でも女性を出していただきたいという、農業委員としての組織としての方向性というか、そういう意味では、地区からの推薦もできれば女性を出していただければありがたいというふうに思いますけれども、今回は、地区推薦11名は男性、それから個人応募3名については女性1名の男性2名になったということで、14名に対して農業委員会の候補者評価委員会で審査をしていただいて、その結果、適任であるという報告を受けましたので、今回議案を提案させていただいたものでございます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野さん、分かりましたか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）それぞれの基準が示されているわけなので、やはり利害関係のないところとか男女比のところは、やはりそういう基準も見ながら候補として推薦すべきじゃないかなとは思っています。

今回、この方がどちらか、今、明確に出ていなかったから分からないですけれども、いわゆる希望者というか、推薦者と希望者が何人だったので、特に問題がなかったのかというのではなくて、やはり目標値があるのであれば、特に男女比だったら男女比、これから20%にするのだったら20%の範疇の人員をもう少し誰かいないかとか、いろんな選定の仕方があったと思うんですよ。

同僚議員が言われた中立性の問題についても、この者の該当は探せばおったかなという意見も出ていましたけれども、やはりそういったもう少し基準に対して、選定するのに気を配る必要があったかなというのは、率直なんですけれども、今となっては多分、この方はどの基準に当てはまる一委員だったのかというのは分からないのでちょっともうあれなんですけれども、やはりこれからそうやってやるには、基準をクリアするための一定の認定条件を守っていくべきかなとちらっと思いましたので、その件について今後のことも含めて答弁願えたらと思います。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この本山町農業委員会募集についてという書類が本山町農業委員会から出ております。

その中に、農業委員の募集等ということで、対象者、農業に関する識見を有し、農地等の利用の適正化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者ということで、米印の中に、原則として委員の過半数は認定

農業者でなければならないとされ、また農業者以外の中立的な立場の委員を1人以上任命すること、ここからが私も大事だと思うんですけども、地区から推薦してもらうとき、この辺を参考にして推薦もしていただきたいと。こちらが誰を推薦してくれということは、これは言えないと思うので、ここからが大事だと思うんですけども、年齢、性別に隔たりが生じないよう、青年、女性の登用を積極的に行うこととされていますということで、こういったことを検討課題としていただいて、各地区から推薦していただいて、男女のバランスとか、そういうのを図っていただけたいと思いますが、なかなかこちらから女性をととか誰々をとかいうことはなかなか難しいところがあるんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で出てきた14名につきまして、農業委員会の候補者の評価委員会で開かれて、適任であるということで報告を受けましたので、私のほうはもうこの適任である方を承認議案として議会へ提出するというので、私のほうから、これは適正であると来たものを戻して、もう一度選考し直すと、女性をもっといるんじゃないかということについて、これはなかなかし難いと、適任であるという報告を受けたら、その14名について同意議案として議会のほうに諮るべきだろうというふうに私は判断をして、今回の同意議案を提出させていただいたところでございます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）農業委員の人は14名ということですが、本町の場合、推進委員はどうなっておりますかね。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）そこらあたりの内容について。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

大石議員ご指摘のとおり、農業委員と本町の農業に精通した方を、2名が一応定員となっておりますが、推進委員という形で、農業委員と連携を取りながら地域の農地の維持をしていく活動をしていく方を定めることとなっております。

これにつきましては、これも7月改選の予定をしております、これまでも本山町は農業公社がございまして、公社の農地流動化や農作業の受委託に係る職員については、町内の農地の事情等に精通しておるということで、農業公社のそのような職員を選任をさせていただいてきております。

公社のほうには、引き続いてそういう職員を推薦してもらいたいということではちょっと声かけはさせていただいておりますが、7月にはそのあたりも決めていく方向で現在調整を進めておるところであります。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）すみません。私、農業委員の公募というのをいつやられたのか、ちょ

っとすみません、教えていただきたいんですが。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきたいと思います。

農業委員会の改選は3年に1回ということでありまして、本年度につきましては、応募受付期間が令和6年1月10日から令和6年2月29日までということで一旦期間を設けさせていただきまして、その定数に到達していない場合は随時の受付もしておったところがあります。

広報につきましては、1月の第1回目の行政連絡だったと思いますが、広報のほうに掲載させていただくとともに、町のホームページのほうにも応募の要項のほうに掲載をさせていただいて、受付をさせていただいたところでもあります。

また、地区の区長会のほうが12月に開かれておりますので、昨年12月に開かれた区長会の際にも改選が控えて募集を予定しておるといようなことを区長のほうにも説明をさせていただいたというような形で実施をしております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石さん、分かりましたか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

討論を行いたいと思いますが、討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

それでは、同意第1号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第1号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

4名、ちょっと弱りましたね、これは。

暫時休憩します。

休憩 13：41

再開 14：00

○議長（岩本誠生君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど採決をいたしました同意第1号 農業委員会委員の任命についてであります、賛成、反対が同数でありました。これは、あと議長によって決定をすることになります。

議長もいろいろ考えましたが、この案については、議長としては反対という立場で、今回、同意はしないということにいたしました。

以上で、この案件については議了といたします。ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、休憩いたしまして、4番、松繁美和さんの入場を許します。

休憩 14:01

再開 14:02

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第16．同意第2号 農業委員会委員の任命について～

日程第28．同意第14号 農業委員会委員の任命について

○議長（岩本誠生君）日程第16、同意第2号 農業委員会委員の任命についてから日程第28、同意第14号 農業委員会委員の任命についてまでの以上13議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより全同意案に対しまして総括質疑を行いたいと思います。総括質疑の申出はありますか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、質疑なしとし、質疑を終結します。

それぞれ、これから討論及び表決を行いたいと思います。

日程第16、同意第2号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

討論ないようでありますので、表決を行いたいと思います。

同意第2号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第2号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

したがって、同意第2号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、日程第17、同意第3号 農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）討論の申出なしと認めます。

それでは、同意第3号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第3号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意第3号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、同意第4号について討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

それでは、同意第4号について採決を行います。

同意第4号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。

したがって、同意第4号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、日程第19、同意第5号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

それでは、同意第5号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第5号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第5号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、日程第20、同意第6号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

同意第6号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第6号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、同意第6号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、日程第21、同意第7号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

同意第7号 農業委員会委員の任命について採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第7号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、同意第7号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、日程第22、同意第8号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

それでは、同意第8号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第8号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります、全会一致。

したがって、同意第8号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

続いて、日程第23、同意第9号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

同意第9号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第9号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第9号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第24、同意第10号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

同意第10号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第10号 農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第10号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 25、同意第 11号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありませんか。
（「なし」の声あり）なしと認めます。

同意第 11号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第 11号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第 11号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 26、同意第 12号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありませんか。
（「なし」の声あり）なしと認めます。

同意第 12号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第 12号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第 12号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 27、同意第 13号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありませんか。
（「なし」の声あり）なしと認めます。

同意第 13号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第 13号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第 13号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第 28、同意第 14号 農業委員会委員の任命について討論の申出はありませんか。
（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

同意第 14号 農業委員会委員の任命についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

同意第 14号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、同意第 14号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（岩本誠生君）ここで10分間休憩します。

休憩 14：18

再開 14：26

○議長（岩本誠生君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第29． 発議第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案）

○議長（岩本誠生君）日程第29、発議第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案）を議題といたします。

発議者に趣旨説明を求めます。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）私もガザ地区の停戦というのは早くしたほうがいいと思いますが、今回の意見書についてちょっとお伺いします。

標名が、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書とあります。

文中の中に、パレスチナ問題や中東和平については、欧米と一線を画する独自の外交を展開した実績があることから、即時停戦に向けた外交上のリーダーシップが国際的にも期待されていますと、これは日本に対してですね。

要求事項の1のところ、即時停戦のために交渉に入るよう当事者及び関係各国に働きかけること、ということは、これは日本独自の外交力を使って日本が交渉をせよという要求なのでしょうか。解釈というか、この趣旨について説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）今、アメリカ等も外交努力をして、イスラエル、ハマス、エジプトとやってもおりますけれども、なかなかやっぱり思ったように停戦に向かって非常に時間もかかっておるし、今、いつ停戦に入れるか、非常に分からない難しい状況にあると思います。

その点、日本もかつては世界を相手に戦争した国ではありましたが、その後、やはり日本は平和国家になり、いろんな国ともやはり日本独自の外交ルートがあつて、非常に日本の信用というのも高く信用されておると思います。日本も戦争とかもあつた中でも、やっぱり平和国家に立ち上がってきておるので、平和に対する日本への世界の期待感というのは非常

に大きいものがあると思います。

その中で、日本も今、非常に努力して、停戦に向けてもやっておりますが、まだそれ以上にやはり1日も早く子どもや女性たち、民間の人、また人質の解放、また戦争、紛争が終結して、やっぱりパレスチナ、イスラエル、世界みんなが平和で明るく手を取り合っているようなことを1日も早くやらないと、国連が働きかけてもなかなか進んでいかないとか、SDGsとかいろいろ自然保護、動物虐待とか、いろんな世界の理念はいっぱいありますけれども、人間同士が亡くなっていく悲しい出来事がやまない。やっぱりこういうことを日本が積極的に、今もやってくれているんですけども、やるのが非常に平和に向けた力強い後押しになってくるんじゃないか。また、日本の外交努力によってこの難しい問題が解決できたときには、やっぱり、ああ、さすが苦勞してきた日本は違うね、世界を引っ張っていく、リードする国、平和の国ということが非常にいける、それをこの本山からも後押しをしていくということが非常に大事ではないかと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。

討論の申出はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）反対の立場で討論させていただきます。

まず、根拠となる地方自治法第99条によってとありますが、地方自治法第99条第1項には、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件について意見書を国会、または関係行政庁に提出することができる。当該普通地方公共団体の公益に関する、このガザの問題が、果たして本山町の公益に関する事件に当たるのかどうか、これについて甚だ疑問があるということが第1点でございます。

そして、この意見書の中に、イスラエルとハマスの軍事衝突とありますが、この問題は明らかに昨年10月17日にイスラエルの国境を越えて音楽コンサートをしていた方とか農園にいたような方を拉致監禁して、このときに1,200人ほどの死者、また240人もの方を拉致して連れ去った、先日もイスラエル軍によりまして拉致被害者を救出したということがございます。私、立場的に、北朝鮮による拉致被害者を日本に戻せという運動をしている立場上、このまま拉致被害者を残したままでこの意見書に対して賛成することはできない立場で反論……確かに書かれているように子どもたちの命、人の命は非常に大切なものでございますが、これを仲介するのは日本国ではなくてアメリカ、もしくは国際連合がすべき立場であって、もし本山町するのであれば、意見書ではなく、本山町議会としてはこういう決議をしたという決議をするべきだと思い、その立場で反対させていただきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに賛成討論の方はいらっしゃいませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）私は賛成のほうから申し上げます。

確かに、先ほど吉川議員のほうから公益性のことで決議書と意見書のお話がありました。

これについては、全国のほうでも各地方の議会のほうからも意見書として提出しておる事例もございます。そして、高知県でいえば、高知県議会も同様な内容の同意書を届けておると承知しております。

そしてまた、先ほどのハマス、パレスチナの中でのイスラエルを含めた議論の中で国連の話もございました。6月10日に国連の安全保障理事会、安保理といいます、これは15か国ほどございまして、ロシアは棄権をしたわけですが、14が停戦についての、バイデン大統領が示した包括的停戦案というのを5月の末にイスラエルのネタニヤフ首相が同意したということで、これが国連の安保理のほうで採択されたということでハマスのほうにも提示し、ある程度の同意を取り付けておるといようなことが実質の今までの流れでございます。

ただ、ここに来てイスラエルの首相が、バイデン氏が示した案について、これは公表した停戦案については、どうもイスラエルの認識とかなりずれていると、何かそういうふうなことを最近になってまた首相にお話しておるような現状でございます。

確かに国連の力というのは決して我々は尊重しなければならないんですが、こういうふうな動向を踏まえて、私はこれを今回意見書として届けることに賛成の立場から意見を申し上げます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）反対の立場で。

私は、この意見書については、今の時期に出すべきではないと思います。

今、6番議員の上地議員が国連安保理の話をされましたが、国連でこういったものが決定されるということは、かなり珍しいというか、重たいものです。しかも、日本はこの案に賛成しているわけです。

そうすると、ここに書いてあるような独自の外交で当事者及び関係諸国に今働きかけるということは、これはちょっと外交上、間違いじゃないかと。かえって政府のほうに地方の意見が誤ったシグナルを送るんじゃないかと。現在は、だから国連の枠の賛成した範疇の中で最善を尽くすのが、私は今回のガザ地区即時停戦というか、停戦のための努力を払うべきところじゃないかということで反対の意見とします。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに賛成討論はありますか。

1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君）先ほど同僚議員が言いましたが、そんな悠長な話をしている場合じゃ

ないと思います。

ここに書かれておりますように、本当、今、3万人以上という犠牲者が出ております。また、学校や病院なども見境なく空爆をされておりまして、毎日テレビでも報道されておりますが、やはりアメリカの機嫌をうかがうんじゃなくて、日本が独自のやっぱり世界に向けて発信をして、また地方からもそういう声を上げていかなければいけないと考えます。そういう意味で賛成をいたします。

○議長（岩本誠生君）ほかに討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでしたら、討論を終わります。

お諮りします。発議第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案）については、その提出については賛成、反対の討論がありましたので、採決をすることにいたします。

それでは、提出することに賛成の方は起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、発議第2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案）については、原案のとおり提出することに決定をいたしました。

なお、提出先については、議長に一任願います。

~~~~~

日程第30．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第31．総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第31、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所管事

務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元にお配りしましたとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されました。あわせて、各常任委員長及び特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、本件については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) ご異議なきものと認めます。

したがって、各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長(岩本誠生君) これで本日の日程は全て終了いたしました。また、全ての案件が終了いたしましたので、閉会をすることにいたしたいと思いますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

澤田町長。

○町長(澤田和廣君) 議会6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、本会議に提出いたしました専決処分の承認を求めるものが9件、条例の一部改正する条例が1件、令和6年度本山町一般会計補正予算(第1号)など補正予算議案3件、農業委員会委員の任命についての同意を求めるものなど、合計28件につきまして、ご審議の上、決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

まず最初に、ただ、提案しました議案につきまして、議長のお取り計らいをいただきまして、差し替え、訂正等を行うこととなりました。今後このようなことのないように、毎回議会の終了で言っているような気がしますけれども、十分議案については精査をして提案をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。誠に申し訳ございませんでした。

また、一般質問で皆様からご指摘をいただきましたことにつきましては、今後、行政執行に活かしてまいりたいと存じます。また貴重なご提言等もいただいております。すぐ取り組めることは取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いします。課題もたくさんございますけれども、今後、職員と共に一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えております。今後ともご指導とご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

さて、6月議会が終了いたしますと、夏に向けまして様々な行事の実施が準備されております。町民の皆様が事故や病気などに遭われませんように、また水の事故などに遭われませんように祈願する町民祈願祭・水神祭が計画されておりますし、7月末には汗見川清流マラ

ソン大会、そして町民祭、嶺北消防団連合会の夏季合同練習、板送り大会などがめじろ押しでございます。また、今年は香川用水通水50周年の記念事業も7月29日に計画をされておるところでございます。一方では、引き続き燃料や日用品、飼料や肥料などの物価高騰により、町民の皆様の生活や産業に大きな影響を与えております。そうしたことにも思いを寄せて行政運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

梅雨入りし、体調の管理も難しい季節となってまいりました。また、梅雨から台風シーズンと、風水害にも警戒をしていかなければなりません。議員の皆様におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますよう、また町民の皆様の生活が安全・安心でありますようご祈念を申し上げまして、言葉は足りませんが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。長時間にわたります熱心なご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）町長より閉会に当たってのご挨拶をいただきました。

議長といたしましても一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本6月議会、皆様方のご協力によりまして無事閉会を迎えることができました。議事進行に関しまして、皆さん方のご協力、誠に感謝をいたしたいと思っております。

私も長い間の議会活動の経験の中で賛否同数という体験をいたしたところがございます。苦渋の選択ということで、議長としての責任の重さというものをつくづくまた感じさせていただいたところがございます。皆さん方がいろいろな議案、その他において熱心なご審議をいただいた上でございますので、また今後とも行政活動に生かしてまいりたいというふうに思います。

なお、6月25日からは浦臼のほうに議会のほうが研修にまいるようになっております。気候が非常に不順でございますので、体調に十分皆さん、お気をつけられまして、元気で全員で浦臼のほうに研修に行きたい、そして実りある研修にしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

まずは、本議会におけます皆様方のご協力で心から感謝し、また執行部の皆様方にも感謝を申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で、閉会をいたします。

令和6年6月13日

午後 2時55分 閉会